

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

香川県警察本部長 小林 雅彦

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程

香川県警察保護執行規程（平成12年香川県警察本部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保護の着手)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 警察官は、第1項の規定により保護に着手したときは、速やかに、<u>香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が別に定める様式による保護カードを作成して、保護主任官に提出しなければならない。</u></p> <p>(許可状の請求)</p> <p>第19条 保護主任官は、24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の許可状を請求しようとするときは、警察署長の指揮を受け、<u>警察本部長が別に定める様式による保護期間延長許可状請求書</u>により行うものとする。</p> <p>(簡易裁判所への通知)</p> <p>第20条 警職法第3条第5項又は<sup>めいてい</sup>酩酊者規制法第3条第4項の規定による所轄簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護の状況を<u>警察本部長が別に定める様式による保護通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(アルコール慢性中毒者等に係る保健所長への通報の手続等)</p> <p>第21条 <sup>めいてい</sup>酩酊者規制法第7条の規定により被保護者がアルコールの慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑いのある者であると認められたときに行う最寄りの保健所長への通報は、<u>警察本部長が別に定める様式によるアルコール慢性中毒者等保護通報書</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(保護の着手)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 警察官は、第1項の規定により保護に着手したときは、速やかに、<u>別記様式第1号の保護カード</u>を作成して、保護主任官に提出しなければならない。</p> <p>(許可状の請求)</p> <p>第19条 保護主任官は、24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の許可状を請求しようとするときは、警察署長の指揮を受け、<u>別記様式第2号の保護許可状請求書</u>により行うものとする。</p> <p>(簡易裁判所への通知)</p> <p>第20条 警職法第3条第5項又は<sup>めいてい</sup>酩酊者規制法第3条第4項の規定による所轄簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護の状況を<u>別記様式第3号の保護通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(アルコール慢性中毒者等に係る保健所長への通報の手続等)</p> <p>第21条 <sup>めいてい</sup>酩酊者規制法第7条の規定により被保護者がアルコールの慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑いのある者であると認められたときに行う最寄りの保健所長への通報は、<u>別記様式第4号のアルコール慢性中毒者等保護通報書</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p>

(精神障害者等に係る知事への通報の手続等)

第22条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第23条の規定による知事への通報は、警察本部長が別に定める様式による精神障害者等発見通報書により行うものとする。

2・3 略

(精神障害者等に係る知事への通報の手続等)

第22条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第23条の規定による知事への通報は、別記様式第5号の精神障害者等発見通報書により行うものとする。

2・3 略



(裏)

引取人への 連絡	年 月 日午前・午後 時 分 ( )に連絡した。連絡者( ) ( )のため連絡できず。							
保管金品の 明細	預入れ	年	月	日	保護主任官印	取扱警察官印	立会警察官印	
金 品	数量(金額)	被保護者印	金 品	数量(金額)	被保護者印			
返還(引継ぎ)	上記の金品を 受領しました。 氏名			年 月 日	返還者印	立会警察官印		
保護期間の延長								
延 理 由	-----							
延 期 間	年 月 日	午前・午後 時 分から	年 月 日	午前・午後 時 分まで				
通 報 等 の 有 無	・警職法第3条第5項又は <sup>めいいてい</sup> 酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	・ <sup>めいいてい</sup> 酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	・精神保健法第23条の規定による知事への通報 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
照 会 結 果	年 月 日	照会者	手配等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 行方不明者				
	午前・午後 時 分	回答者		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( )				
引 渡 し ・ 引 継 ぎ	警察署長 殿 貴署で保護されました (引継ぎ) ました。 は、本日、私が責任をもって引き取り 年 月 日 住所(関係機関にあつては、名称及び所在地) 続柄 氏名							
解除日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	<input type="checkbox"/> 引渡し <input type="checkbox"/> 引継ぎ (保護時間 時間 分) <input type="checkbox"/> 自己帰宅						
備 考								

備考

- 1 備考欄には、被保護者の行動を抑止するために講じた措置、保護中の給食の状況、保健所長又は知事に通報した後における保健所長等の措置の状況、臨場要請及び要請を受けた警察の対応状況等の特記事項を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第19条関係）

第 号 年 月 日					
簡易裁判所裁判官 殿					
警察署					
職 氏名					
保護許可状請求書					
警察官職務執行法第3条第1項の規定により保護をしている次の者については、 保護の期間を延長する必要があると認められるので、同条第3項及び第4項の規定 により許可状の発給を請求する。					
被 保 護 者	本 籍	住 所		生年月日 年齢 性別	
	職 業	氏 名		生年月日	年齢
保護を開始した日時及び場所					
保護の理由及び保護の開始時の状況					
保護をした警察官の職・氏名					
継続して保護を実施する場所					
延長を求める保護の期間					
年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
保護の期間を延長する必要があると認められる理由					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

簡易裁判所 御中

警察署

職 氏名 ㊟

保 護 通 知 書

警察官職務執行法第3条第5項及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条第4項の規定により、次のとおり保護をした者について通知する。

期間 月 日から 月 日まで（7日間）

種別	被保護者			保護の理由	保護の日時	引渡しの日時	引渡先		
	氏名	年齢	住所				住所	氏名	続柄

備考

- 1 種別の欄は、酩酊者規制法に基づく保護は「酩酊法」と、警職法に基づく保護は「警職法」と記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第21条関係）

第 号 年 月 日					
保健所長 殿					
警察署 職 氏名 印					
アルコール慢性中毒者等保護通報書					
めいてい 酩酊者を保護したところ、次のとおりアルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認められるので、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定により通報する。					
アルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者	住 所				
	職 業	氏 名	生年月日	性別	
保 護 の 日 時					
保 護 の 場 所					
アルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認められた理由					
保護したときの状況					
保 護 義 務 者	住 所				
	氏 名	続柄			
備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第22条関係）

第 号 年 月 日			
香川県知事 殿			
警察署 職 氏名 印			
精神障害者等発見通報書			
精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を次のとおり発見したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定により通報する。			
精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者	住 所		
	職 業		
	氏 名 (性別)	( 男 ・ 女 )	
	生年月日		
発 見 日 時			
発 見 場 所			
発見当時の状況及び精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者と判断した理由			
家族等の住所、氏名、本人との続柄、連絡先電話番号	住 所		
	氏 名		続柄
	連 絡 先 電 話 番 号		
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。

(香川県警察公印規程の一部改正)

2 香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～3 略				1～3 略			
4 削除				4 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）	第3条 第4項	24時間を超えて保護する場合の警察官による簡易裁判所への許可状の請求	保護許可状請求書（香川県警察保護執行規程（平成12年香川県警察本部告示第8号）別記様式第2号）
					第3条 第5項	警察官による被保護者の簡易裁判所への通知	保護通知書（香川県警察保護執行規程別記様式第3号）
5 略				5 略			
6 削除				6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	第23条	警察官による精神障害者等の知事への通報	精神障害者等発見通報書（香川県警察保護執行規程別記様式第5号）
7・7の2 略				7・7の2 略			
8 削除				8 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）	第3条 第4項	警察官による被保護者の簡易裁判所への通知	保護通知書（香川県警察保護執行規程別記様式第3号）
					第7条	警察官によるアルコール慢性中毒者等の保健所長への通報	アルコール慢性中毒者等保護通報書（香川県警察保護執行規程別記様式第4号）

9~17 略

9~17 略